食　品　表　示　グ　ル　ー　プ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（目：食品衛生費　単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 予算額決算額 | 8,4944,839 | 7,8283,770 | 7,5544,835 |

　平成27年4月に、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、JAS法、食品衛生法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として、食品表示法が施行された。

本府においても、食品表示法に係る執行体制の一元化を図るため、平成28年4月に食品表示法の所管について、流通対策室、食の安全推進課及び健康づくり課の3室課から生活衛生室食の安全推進課に統合し、一元的な窓口を保健所とする体制を構築した。

食品表示の適正化の推進

食品表示法に基づく食品の適正表示の推進を図るため、食品関連施設の監視指導を行うとともに、表示制度の普及・啓発を図った。

（１）食品表示の監視指導の実施

①　食品衛生監視指導計画に基づき、食品製造施設に対してアレルギー物質を含む原材料の使用状況や期限設定の科学的・合理的根拠の確認を行うなど、安全と品質に係る適正な表示について指導を行った。

②　食品表示指導員を配置し、府内の生鮮食品販売店を巡回点検することにより、適正表示の啓発・指導、表示の真正性の確認を行った（令和2年度及び3年度は事務事業の見直しにより一部期間休止）。

大阪府食品表示指導員巡回点検の結果

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 巡回対象施設数 | 1,386 | 1,381 | 1,394 |
| 巡回件数（再巡回を含む） | 925 | 896 | 1,294 |
| 概ね適正(90%以上)に表示されている店舗数【割合（％）】 | 748【80.9％】 | 716【79.9％】 | 1,040【80.4％】 |
| 適正に表示されていない店舗数【割合（％）】 | 177【19.1％】 | 180【20.1％】 | 254【19.6％】 |

（２）精米のDNA分析による品種判別調査

消費者自らによる品質の判断が難しい米について、府内で販売されている精米の表示内容の真正性を確認するためDNA分析を行った。

検査件数　　　　　20検体

異品種混入事例　 1検体

措置対応　　　　　口頭指導 0件、他自治体への回付 1件

（３）不適正表示に関する疑義情報の確認、措置対応

　　　不適正表示に関する疑義情報の収集に努めるとともに、食品表示に責任を有する事業者（以下、食品関連事業者という。）を所管する国、他自治体、保健所等の関係機関に速やかに情報を回付した。

政令市・中核市内の府域事業者における品質事項の食品表示基準違反については、生活衛生室食の安全推進課が立入検査を行い、是正措置を講じた。

食品表示法違反に係る措置対応

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 一般受付 | 71件 | 71件 | 52件 |
| 口頭指導 | 14件 | 12件 | 23件 |
| 文書指導 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 指示及び公表 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 回収命令及び公表 | 0件 | 0件 | 0件 |

（４）表示相談と表示制度の普及啓発

府保健所及び生活衛生室食の安全推進課を食品表示法に関する一元的な窓口とし、食品関連事業者の表示相談に応じるとともに、業界や各種団体等からの要請に応じて食品表示法に係る講習会の講師を務め、適正表示の推進を図った。

また、食品表示法に基づき、食品関係事業者からの自主回収の届出を受け、速やかに消費者庁へ報告を行った。

　　　　表示相談件数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 相談受付件数 | 1,061 | 866 | 772 |
| 内訳 | 品質事項 | 505 | 657 | 467 |
| 衛生事項 | 544 | 472 | 453 |
| 保健事項 | 298 | 244 | 195 |

事業者向け表示学習会　　　　　 7件　 183名

自主回収届出件数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 届出件数 | 2 | 3 |

（５）消費者教育事業「食品表示まなびぷらす」

消費者を対象に表示学習会を開催し、基本的な食品表示の知識を身につけてもらうとともに、習得した知識を販売店の買い物等で活用し、生鮮食品の表示状況を確認した結果を報告してもらった（令和4年度から食品表示ウォッチャー兼推進員事業の内容を一部変更して開始）。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和４年度 |
| 実施回数(回) | 5 |
| 参加者人数（人） | 55 |
| レポート提出数（件） | 49 |
| 表示不備に関する報告（件） | 4 |